

より decision-useful な TCFD 開示の促進に向けて

2020 年 7 月
TCFD コンソーシアム

- 気候変動問題は待ったなしの課題であり、パリ協定の実現は重要性を増している。このためには、環境問題に積極的に取り組む企業に資金が供給される必要があり、投資家等の適切な意思決定に資する企業の情報開示が重要となる。

- 日本では、TCFD に賛同する事業会社や投資家等が一体となって TCFD 提言に基づく開示とその開示を基にした建設的な対話（エンゲージメント）を促進するため、民間主導で 2019 年 5 月に TCFD コンソーシアムを設立し、政府機関もオブザーバーとして参画する形で、民と官が協働して TCFD に関する取組を進めてきた。

具体的には、投資家等が TCFD 開示を効果的に活用するための「グリーン投資ガイダンス」の策定とその普及のための「GIG Supporters¹」の創設、2019 年 10 月に経済産業省主催で開催された TCFD サミットの共催等に加え、各種ワーキンググループ、事業会社と投資家の対話の場となるラウンドテーブルの開催等を通じて、日本における TCFD 開示を量及び質の双方²で向上させることに貢献してきた。

- 日本の環境関連情報の開示に関しては、温対法による温室効果ガス排出量等³の報告義務に加えて、既に 2018 年のコーポレートガバナンス・コード（プリンシプルベースの comply or explain に基づく報告）の改訂において、開示の考え方に ESG 要素が明記されており、その制度的基盤が整備されている。

かかる制度的基盤の上で、我が国の企業は、自主性・柔軟性に基づくアプローチとして TCFD の取組を進めてきている。今般の TCFD ガイダンスの改訂（TCFD ガイダンス 2.0）も、まさにそうした自主的な TCFD 開示をより幅広く・深く促していくための取組である。

¹ 「グリーン投資ガイダンス」を支持・活用する投資家等を Supporters として登録し、Supporters のガイダンスの活用事例を政府及び経済・金融関係者の発言と併せて TCFD コンソーシアムのウェブサイトに掲載している。

グリーン投資ガイダンス : https://tcfcd-consortium.jp/news_detail/19100802

GIG Supporters : https://tcfcd-consortium.jp/gig_supporters

² 日本の TCFD 賛同機関数は 290 機関（2020 年 7 月 27 日時点）、2019 年の CDP の評価 A の企業は 38 社と世界一（TCFD ガイダンス 2.0 p.3 参照）。

³ 気候関連情報に関する制度として、「温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）」、「省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）」、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等がある（TCFD ガイダンス 2.0 p.14 参照）。

- TCFD 開示のあり方に関して、国際的に様々な議論が行われているが、事業会社・投資家の双方が参画するコンソーシアム会員からは、開示内容の詳細な標準化等による開示のチェックボックス化・形骸化により、decision-useful な（意思決定に役立つ）開示となくなること懸念する声もある。開示にあたっては本ガイダンスのような取組を参照しつつ、企業の創意工夫を活かした柔軟な開示が確保されることが望ましい。

また、シナリオ分析のような不確実性を含む将来情報については、どのような媒体・形式で開示するかについて課題があるが、企業が萎縮せずに積極的に開示することができるような枠組の下で開示を促していくことも重要である。

（TCFD コンソーシアム会員からの声）

- ・ 開示内容の明確化・具体化には、客観性や検証可能性を担保する効果があり、信頼性についてもポジティブな影響を及ぼすこともあるが、開示のための開示となり、最低限の形式的な開示が増えることを懸念している。
- ・ 企業の開示内容は模索段階であるため、このような中で詳細な標準化等を行うと開示内容がチェックボックス化し、開示内容の質と信頼性の低下を招き、投資家を害するリスクがある。
- ・ 気候変動の影響度合いは業種や個々の企業の状況により様々であり、義務的・画一的な開示を求めるよりも、企業の自主的な開示を促すべき。
- ・ 国によっては財務報告書への不確実性を含む forward looking な情報の記載は事業者側に訴訟リスクがあり、企業独自の取組・開示を委縮させ、投資家との対話ツールにもなりづらい可能性がある。
- ・ （日本の場合）有価証券報告書において、投資家にとって重要性の高い情報を開示するとともに、その他の開示媒体との連携を図る（TCFD 開示を行っていることに言及する等）ことも有用。

- 以上のとおり、TCFD コンソーシアムとしては、より decision-useful な TCFD 開示に向けて、各企業の置かれた状況に応じた自主性・柔軟性を維持しつつ、企業から積極的に開示がなされるような TCFD 開示の枠組が各国において確保されるよう、我が国及び世界の政策担当者及びステークホルダーに呼びかけるものである。

TCFD コンソーシアムは、引き続き事業会社と投資家の議論や対話の促進、ベストプラクティスの収集と共有等を通じて、得られた経験や知見を世界に共有し、国内外企業の TCFD 開示の促進に向けて貢献していくことを表明する。

（TCFD コンソーシアム会員からの声）

- ・ TCFD の設立当初の最大の狙いは、投資家にとって decision-useful な開示を促すことであり、これを担保することが最も重要。
- ・ TCFD の枠組で、各国・地域の実情に合わせずに、詳細な内容まで踏み込むと害の方が大きく、当初の TCFD 開示の主旨から逸れていく可能性がある。
- ・ 各国の事情が異なる中で、日本として適切なアプローチを考えることが重要。義務化の内容や程度、その必要性・有効性も国・地域によっても異なるため、各国の裁量に委ねるべき。